

犬山市高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転免許証の更新時期を迎えるとする方、少しでも運転に不安を感じている方、家族から返納を勧められている方、運転免許証を自主返納してみませんか？



対象者は、次の条件のすべてに該当する方となります。

- ① 有効期限内の全ての運転免許証を自主返納し、返納の日から30日以内の方。
- ② 犬山市住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方。



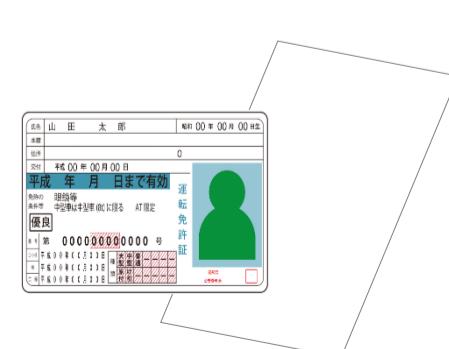
支援の内容

- ① 交通安全啓発物品の贈呈
- ② わん丸君バス（コミュニティバス）回数券の贈呈（11枚綴5冊）



支援を受けるために必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
(返納時に警察署で交付されたもの)
- 身分証明書（下記のいずれかの証明書）
 - ・返納時に警察署で穴をあけられた運転免許証
 - ・警察署で作られた運転経歴証明書（有料）





手続方法について

①運転免許証の返納は、警察署 交通課免許係へ

(受付時間：平日の午前9時～11時、午後1時～3時まで)

※平成29年8月より代理申請が可能となりました。

②返納後の支援の申請は、犬山市役所防災交通課(市役所3階)へ

(受付時間：平日の午前9時00分～午後4時00分まで)

※運転免許証返納の日から30日以内に犬山市役所防災交通課で
手続きをお願いします。

犬山市高齢者運転免許証自主返納支援事業 問合せ先
犬山市役所3階 防災交通課 44-0347

運転免許証自主返納手続き方法 問合せ先
犬山警察署 交通課免許係 61-0110 (代表)

